

## 静岡県選挙管理委員会告示第60号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設に次のとおり変更があった。

令和7年12月17日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本正幸

### 1 不在者投票のできる施設の変更

	施 設 名	所 在 地
新	農協共済中伊豆リハビリテーションセンターさわらび	
旧	農協共済中伊豆リハビリテーションセンター重度身体障害者更生援護施設さわらび寮	伊豆市冷川1523-108

	施 設 名	所 在 地
新	農協共済中伊豆リハビリテーションセンターわかば	
旧	農協共済中伊豆リハビリテーションセンター身体障害者療護施設わかば寮	伊豆市冷川1523-108

### 2 変更年月日 令和7年12月17日